

# 自主的・自治的共済活動を守るため保険業法の改正等を求める意見

2010年3月26日

内閣府特命担当大臣（金融） 郵政改革担当 亀井 静香 殿

東京都文京区小石川2-3-28

DIKマンション小石川201号

TEL 03-3814-3971

FAX 03-3814-2623

自由法曹団市民問題委員会

委員長 前川 雄司

共済は、一定の地域や職域等をつながる者が団体を形成して相互に掛け金を拠出し、団体構成員に災害や不幸が発生した場合に一定の給付（共済金の支払）をなすものであり、営利を目的とせず、相互扶助の精神による自主的・自治的な助け合いの制度として社会に定着し、その役割を果たしてきました。

ところが、共済に保険業法を適用することによって、健全に運営してきた多くの共済が存続できなくなっており、相互扶助の精神による自主的・自治的な助け合いが危機に陥っていることは由々しき事態です。

共済に保険業法を適用する理由として「オレンジ共済」の事例が挙げられますが、「オレンジ共済」は出資法違反の詐欺事件であり、共済の問題ではありません。未だ記憶に新しい「ベルル共済」事件も、その実態は共済ではなく不特定多数の者を相手方とする無認可の営利保険でした。したがって、「共済」の名を冠したものであっても、不特定多数の者を相手方とした悪質な無認可保険に対しては、保険業法によって規制・監督することが可能です。

共済は、団体構成員による相互扶助制度です。共済である以上、団体構成員による自治的監督が前提であり、監督を十分行わなかったことによる危険は団体構成員が負うこととなります。

したがって、「共済」の名を冠した悪質な無認可保険の事例を理由として、健全に運営してきた多くの共済をつぶすようなことは、角を矯めて牛を殺すようなもの

であり、友愛の精神に基づく共済活動を行う権利を侵害し、自主的・自治的共済活動による共助のセーフティネットを破壊するものであるといわざるを得ません。

よって、自主的・自治的共済活動を守るため、次のいずれかの改正を行うよう求めるものです。

1 保険業法第二条第一項第二号に次の規定を加え、同号トは同号チに改める。

「ト 一の団体（地域、職域、活動その他の事項を共通にする構成員が主体となつて組織する団体又はその連合団体であつて、規約に次の各号に掲げる規定を含むものをいう。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもので営利を目的としないもの

(1) 名称

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 単位団体にあつてはその役員は構成員により選挙されること及び連合団体又は全国的規模をもつ団体にあつてはその役員は単位団体の構成員又はその構成員により選挙された代議員等により選挙されること

(4) 総会、大会その他これらに準ずる最高議決機関は定期的を開催すること

2 保険業法施行令第一条の三に次の規定を加える。

「十 一の団体（地域、職域、活動その他の事項を共通にする構成員が主体となつて組織する団体又はその連合団体であつて、規約に次の各号に掲げる規定を含むものをいう。）がその構成員又はその親族を相手方として行うもので営利を目的としないもの

イ 名称

ロ 主たる事務所の所在地

ハ 単位団体にあつてはその役員は構成員により選挙されること及び連合団体又は全国的規模をもつ団体にあつてはその役員は単位団体の構成員又はその構成員により選挙された代議員等により選挙されること

ニ 総会、大会その他これらに準ずる最高議決機関は定期的を開催すること

\* 「地域、職域、活動その他の事項を共通にする構成員」の例

障害者、自閉症児・者、PTA会員、子ども会会員、保険医である医師・歯科医師、登山者、病院・診療所等の医療・介護提供施設の役職員、自営商工業者、弁護士、自治体職員等